

「マルチステークホルダー方針」

当社は、「住友事業精神」と「住友電工グループ経営理念」のもと、公正な事業活動を通して社会に貢献していくことを基本方針としています。

当社の中長期的な企業価値の向上を実現していくには、従業員、お客様、お取引先、地域社会、株主をはじめとする多様なステークホルダーとの価値協創が重要となっていることを踏まえ、マルチステークホルダーとの適切な協働に取り組んでまいります。

その上で、価値協創や生産性向上によって生み出された収益・成果について、マルチステークホルダーへの適切な分配を行うことが、賃金引上げのモメンタムの維持や経済の持続的発展につながるという観点から、従業員への還元や取引先への配慮が重要であることを踏まえ、以下の取組を進めてまいります。

記

1. 従業員への還元

当社は、賃金の引上げなど従業員への持続的な還元と従業員の能力開発やスキル向上に関する教育訓練等をはじめとする人材投資に加え、あらゆる人材が能力を最大限に活かせる健康で安全・安心な環境の整備に積極的に取り組み、多様性の包摂、持続的な成長、更なる生産性向上、中長期的な付加価値の最大化に注力してまいります。

(個別項目)

具体的には、賃金の引上げについては、ベースアップの継続等、総合的な労働条件の向上に取り組んでまいります。

また、教育訓練等については、研修体系の整備・充実、幅広い領域にわたる様々な研修の実施・拡充、及び従業員のエンゲージメント向上に取り組んでまいります。

2. 取引先への配慮

当社は、公正・公平な取引とその拡大、環境・人権に配慮した調達に積極的に取り組み、事業のパートナーとしてのより良い関係の構築に注力してまいります。また、パートナーシップ構築宣言の内容遵守に、引き続き取り組んでまいります。

なお、パートナーシップ構築宣言のポータルサイトへの掲載が取りやめとなった場合、マルチステークホルダー方針の公表を自主的に取り下げます。

・パートナーシップ構築宣言のURL

[【<https://www.biz-partnership.jp/declaration/126382-05-20-kanagawa.pdf>】](https://www.biz-partnership.jp/declaration/126382-05-20-kanagawa.pdf)

また、消費税の免税事業者との取引関係についても、政府が公表する免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する考え方等を参照し、適切な関係の構築に取り組んでまいります。

これらの項目について、取組状況の確認を行いつつ、着実な取組を進めてまいります。

以上

2025年3月5日

(2025年7月24日 代表者変更による更新)

(2026年2月4日 パートナーシップ構築宣言のURL変更による更新)

住友電工デバイス・イノベーション株式会社 代表取締役社長 岩館 弘剛